JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	上海市の中小企業政策に関する研究(科学技術政策と政策論 (2))
Author(s)	藏，志勇
Citation	年次学術大会講演要旨集，21: 1196-1199
Issue Date	2006-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6574
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

2H23

上海市の中小企業政策に関する研究

○藏　志勇（東洋大）

はじめに

上海市は中国の近代経済成長の代表として、情報、金融、貿易流通、自動車製造、プラント製造、不動産など六つの中核産業を全力的に、生物医薬、新材料、環境保護、現代物流など四つの新興産業を積極的に、石油化学、鉄鋼など基礎産業を優先的に、設備産業と船舶製造業を大力的に、現代サービス業を加速的に発展させ、多国籍企業地域センターと研究開発機関との導入を強め、国際都市に適応する新型産業システムを加速的に構築している。新型産業システムを構築するニーズに応じて、外商投資項目を各級別各種類の開発区に導き、浦東開発区などのような国レベルの開発区をはじめ、主な産業基地を支えに、市レベルの工業区と現代物流区などの開発区を持続的事業にし、産業の集中発展を加速的に推進し、産業立地を合理的に促進している。

1999年11月上海市政府は『上海市人民政府の本市小企業の発展に関する決定』をはじめ、中国では、中小企業について史上初の中小企業政策を公布した。

研究の目的、方法

本稿では、今までの文献収集と先行研究のサーベイ成果を踏まえ、中国における競争力が弱い中小企業に政策の改善、行政システムの整備などを向上させるために、上海市の中小企業の事例を把握し、中小企業の活力と競争力を充実させるべくとられた上海市の中小企業政策とその経験を分析し、中国における中小企業政策の課題と今後の方向について考察することを目的とする。

筆者は上海にて2005年7月と2006年2月合計2回（第3回目は2006年10月にする予定）文献収集並びに上海市中小企業総会への訪問インタビューを行った。その成果と定性的な資料サーベイ結果を踏まえ、本稿を作成した。

これまでの主な研究成果

① 上海市の中小企業に関する定義
　一般的な小企業に関する定義
　一時休業者・失業者に関する定義
　都市型工業小企業に関する定義
　科学技術型創業に関する定義

② 上海市中小企業の事業社数

上海市の中小企業の発展により新興産業や産業構造への役割が著しい。特に科学技術サービス、情報処理、市場仲介などの業種が相当な比率を占めている。テストケースとして上海市の中小企業現状が現行体制の下で、政策の優位性と市場の需要を充分に把握して、上海市ないし中国の中小企業の発展と国際競争力アップのために貢献できると考える。

上海市統計局の統計資料により、2003年末まで全市の中小企業数が約24万社（非法人企業と個人商舗を除く）、全市の法人企業数の約93%を占め、2002年より約16ポイント増加した。小企業の従業員数が約563万人で、全市の法人企業従業人数の約59%を占め、2002年より約1ポイント増え、1999年より約5ポイント増加した。営業収入が約1,368億元で、上海市法人企業の販売収入の約46%を占め、2002年より約26ポイント増え、1999年の約2倍となった。資本総額が約9,127億元で、上海市法人企業の実際収入資本総額は約53%で、2002年より約7ポイント増え、1999年の約3倍となった。

③　上海市中小企業に関する関連法律規定

上海市政府並びに各主管機関は、中小企業を良く運営するために、行政･財政･科技・税務・工商･環境保全･人事･安全管理など法規の整合を実施し、工業園区（団地工業）の設立に有効的な法律保障を提供している。

表－1に示すように、上海市政府は1999年に中国で史上初の中小企業に対する『本市小企業発展の促進に関する決定』という法律を公表・施策した。

表－1　上海市中小企業に関する主な関連法規

年　度	文号	制定機関	法　規　名　称
1999年	滬府発[1999]31号	市政府	本市小企業発展の促進に関する決定
	滬府事発[1999]46号	市政府	市統計局の小企業区分標準に関する通知
2000年	滬府発[2000]55号	市政府	上海市高新技術成果移転の促進に関する若干規定
	滬経企[2000]521号	市経委等	都市型工業小企業認定に関する実施意見
2002年	滬科合[2002]006号	市科委等	科技創業型小企業区分に関する実施意見
	滬工商注[2002]342号	市工商局	上海市個体工商者登録手順に関する暫定規定
2003年	滬労保関[2003]27号	市小企業等	上海市小企業欠薪保障金徴収と使用に関する実施細則
2004年	滬府発[2004]52号	市政府	「上海市高新技術成果移転の促進に関する若干規定」の修正案

出典：「上海市小企業発展報告」（各年版）をもとに作成

④　上海市中小企業の事例考察の一：　創業支援

創業支援（Establishment of a business support）については、中国語で「孵化器」という。中国の創業支援とは専門的な科学技術サービス機構であり、技術資源を迅速的・効率的に社会生産力に移転し、中小型科学技術企業の創業と成長を育成し、地区と国の産業構造を調整し、ハイテク技術産業を発展し、伝統産業を改造し、新企業を作成するための機能を持つ重要な手段である（筆者翻訳）。新事業育成機構は、新規企業に適正な環境･手段・基礎設備・資本金など諸サービスを提供し、新規企業が完全的に独立運営できるまでに支援する。

創業支援機構は世界的に新規中小企業の起業と成長とともに誕生してきた。発祥地は50年代のアメリカである。ブームが、70年代半ば頃だそうである。中国での始動のきっかけは中国科学技術体制改革である。中国でも科学技術体制改革の促進と科技成果の移転を生産力への転化、産・官・学・研など協力の強化および研究機構と技術者が早く市場に進出することの支援のために創業支援事業が誕生した。

・過程について

1　初期段階：　1988 年～1996 年

1988 年 4 月上海市最初の創業支援機構「上海市科技創業中心」が設立した。この段階で、企業創業支援事業は起業と探索の時期である。創業主体は上海市の各ハイテク産業開発区の創業中心となる。事業所は張江・金橋・上海大学などの科技創業サービスセンターである。

2　成長段階：　1997 年～1999 年

この段階の創業主体は政府と大学である。大学の技術成果の移転を促進するために、大学周辺地域で創業企業を育成した。代表者の「上海楊浦高新技術創業中心」が設立した。その他、慧谷創業中心、同済大学科技園、東華大学科技園である。

3　高速発展段階：　2000 年～2001 年

この段階に都市都心部の創業支援事業がよく発展・拡大した。2000 年上海市創業支援事業所が 13 社から 20 社に増加した。

4　移行期段階：　2002 年～現時点

2000 年になると、上海市の創業支援事業は「上海集成電路設計創業中心」の誕生を目印として、専業化方向を向かって発展している。IT、都市工業設計、近代農業、環境保全などの専業創業支援センターを展開している。

・主な政策

1）　専用基金：　市政府から重要なハイテク技術と重大科技項目への専用基金である。投資の増加、資源の整合、「官・産・学・研・財」の協力、体制の創新などのために使用する。

2）　財政政策：　上海市ハイテク産業開発区の区域外の内資企業（民営科技企業も含む）に、上海市ハイテク企業認定事務室に認定された企業は上海市ハイテク産業開発区の区域内の企業と同じ課税政策の使用を認める。

3）　再就職人員向けの税収政策：　国有企業の一時休業者と失業者、国有企業の破産で再就職の必要者、最低生活保障基金の受領者および失業一年以上のその他失業者に対応する。

4）　外資企業政策：　生産性外商投資企業、農林畜業の外資企業、製品の輸出企業、技術集約型企業と知的集約型項目、外商投資企業の外国籍投資者など外資企業に優待する政策である。

・とられた実績

1998 年以降、上述した上海市科技創業センターは同市にある企業創業機構の協力を得て、上海市科技企業創業支援グループを設立した。連合体として、「集合優勢、交流強化、整合資源、協調発展」の主旨と「専業化、国際化、規範化」の目標を立て、上海市中小企業の企業創業と経営環境改善のために貢献している（表－2）。

表－2　上海市中小企業向き創業支援の実績

	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年
創業支援事業所(社)	11	13	20	24	26	28
対象面積(万 ㎡)	8	11.7	21.5	44.4	56.5	65.3
支援企業(社)	152	368	567	825	1,331	1,509
就職人数(人)	2,720	5,386	6,107	20,576	22,149	23,051
支援資金(億元)	3,610	6,470	9,624	8,650	8,895	—
売上高(億元)	4.7	8.7	15.2	35.8	45.2	53.9
利益(億元)	0.5	0.6	1.3	2.9	3.4	3.8
独立企業(社)	11	15	95	169	202	256

出典：　王　栄（2003）などをもとに作成

上海市の創業支援の実績は、中国科技部 2002 年の統計データにみると、全国の創業支援機構比率の中で、創業支援機構の 5.2%、支援対象面積の 5.8%、企業数の 5,3%、売上高の 8.2%、支援機構から独立企業の

4.3%を占めている（周　洪兵、2005）。

これからの課題

現時点には上海市中小企業の政策と企業の発展に多くの問題が存在している。事例分析と考察からみると、以下の課題を解決する必要があると考える。

１）　政府政策への依存

優待政策への依存、創業支援への依存などが強い。この問題は中国で特有な経済体制から生じた現象である。

２）　経営者の短期行為

国有資産の流失を考えず、不良物件になる恐れがある。

３）　情報の閉鎖

園区内の企業が各自独立であり、企業間の協力合作意識が薄い。

４）　工業区間のアンバランス

立地環境の優位性、地価の変動、主管機構の企画が不一致である。

５　統計数値の問題

現在、中国の中小企業の管理が正規化されず、財務会計制度が整っていない、現行の評価制度で求める正確な統計データを得ることは難しい。

まとめ

上海市の中小企業データからみると、ハイテク企業がわずか少数であるが、多くの企業が市場に模倣品を作り出している。また、都市型工業企業が単一的で、技術水準が低く、競争力が不足である。時期によって、当時の中国市場には品物が不足で、製品を多く作れば、企業が発展できて、利益を得ることができたが、WTOを加盟した後、中小企業は将来の市場に良く適応して、より良い品質・良いサービスに転換しなければ、労働集約型の数量のみに頼る中小企業は競争力を失うだろう。

発展途上国の中国に対して、先進国の成功経験と失敗原因を徹底的に検討しなければならない。経済大国日本の実績を全般的に研究の必要があり、今まで実施した「抓大放小」[1]政策の不足を改善し、筆者の「以大帯小」と「発展平衡」の主張を中国の政策制定機関と検討しようとにしたい。

主な参考文献

池崎　元彦　「中国経済の命運握る中小企業の発展」　日中経協ジャーナル　2001年9期

王　榮：　「上海市科技企業孵化器発展的現状、問題と対策」　2003年
<http://www.1525.sh.cn/bgxz/ztbg1.ppt>　(2003年7月参照)

駒形　哲哉　『移行期中国の中小企業論』　税務経理協会　2005年

顧　林生　「中国の地域経済開発に於ける中央政府の役割」
国際開発学会　1995年

周　洪兵：　「上海企業孵化器発展状況」　2005年
<http://www.boraid.com/darticle3/list.asp?id=36631>　(2005年7月参照)

上海市経済委員会・中共上海市委党史研究室
「上海工業構造調整」　上海人民出版社　2002年

上海統計局：　「上海市統計年鑑」　中国統計出版社　2000年～2005年

上海統計局：　「上海市国民経済と社会発展統計公報」中国統計出版社　2000年～2005年

上海市促進小企業発展協調事務室　「上海市小企業工作簡報」　各年版

倪　鵬飛：　『中国城市競争力報告』　社会科学文献出版社　2005年

張　俊喜他：　「中国中小企業発展報告」　社会科学文献出版社　2005年

---

[1]：「抓大放小」政策とは、政府から大企業が政策を直接コントロールし、中小企業が自由に企業活動をさせることを言う。